

# こんにちは ハローワーク

令和5年9月1日発行

9 月号

築館公共職業安定所  
栗原市築館薬師2丁目2-1 TEL 0228-22-2531

## ハローワークからのお知らせ

### ○令和5年度宮城県最低賃金の改正決定について

宮城県最低賃金の改正については、令和5年10月1日(発効予定日)から時間額883円を923円に改正することが決定されました。(問い合わせは宮城労働局賃金室TEL022-299-8841まで願います。)

○若者の採用・育成及び雇用管理の優良な中小企業を応援するユースエール制度を活用して、人材確保を！(詳細は3ページをご覧ください。問い合わせは当所求人・専門援助部門学卒担当TEL0228-22-2531までお願いします)

## 労働市場の動き(7月内容)

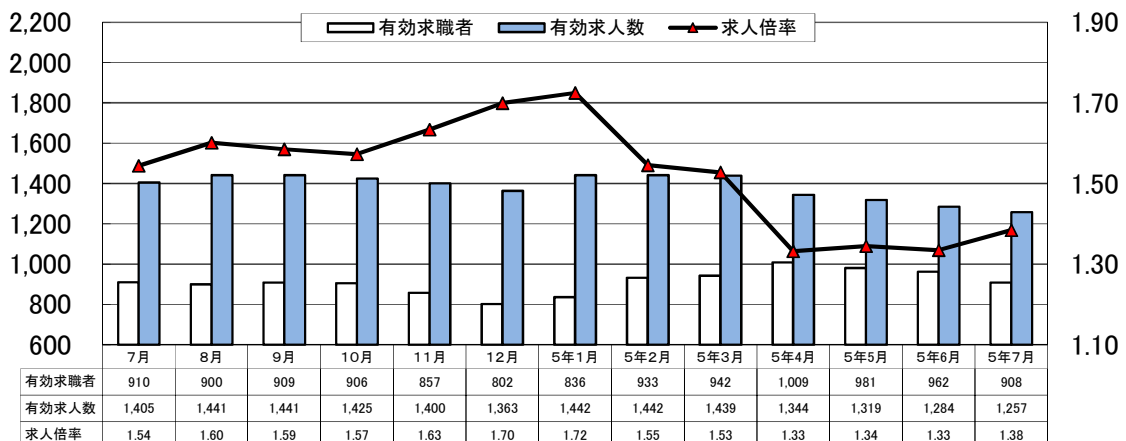
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆7月の有効求人倍率は1.38倍

◆月間有効求人数は1,257人、月間有効求職者数は908人

- ・新規求人数は452人と、前月に比べ3.2%の減少となり、前年同月比では10.7%の減少となりました。
- ・新規求人は主な産業別では前年同月比で建設業が40.7%、運輸業が25.0%増加した一方で、宿泊業・飲食サービス業が75.0%、生活関連サービス業・娯楽業が44.4%、卸売・小売業が19.1%、製造業が9.8%、医療・福祉が9.2%、サービス業が4.7%減少しました。
- ・新規求職申込件数は175人と、前月に比べ22.6%減少し、前年同月比では15.9%減少しました。
- ・このため、7月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,257人に対し、月間有効求職者数908人で、有効求人倍率は、1.38倍となり、前年同月を0.16ポイント下回りました。



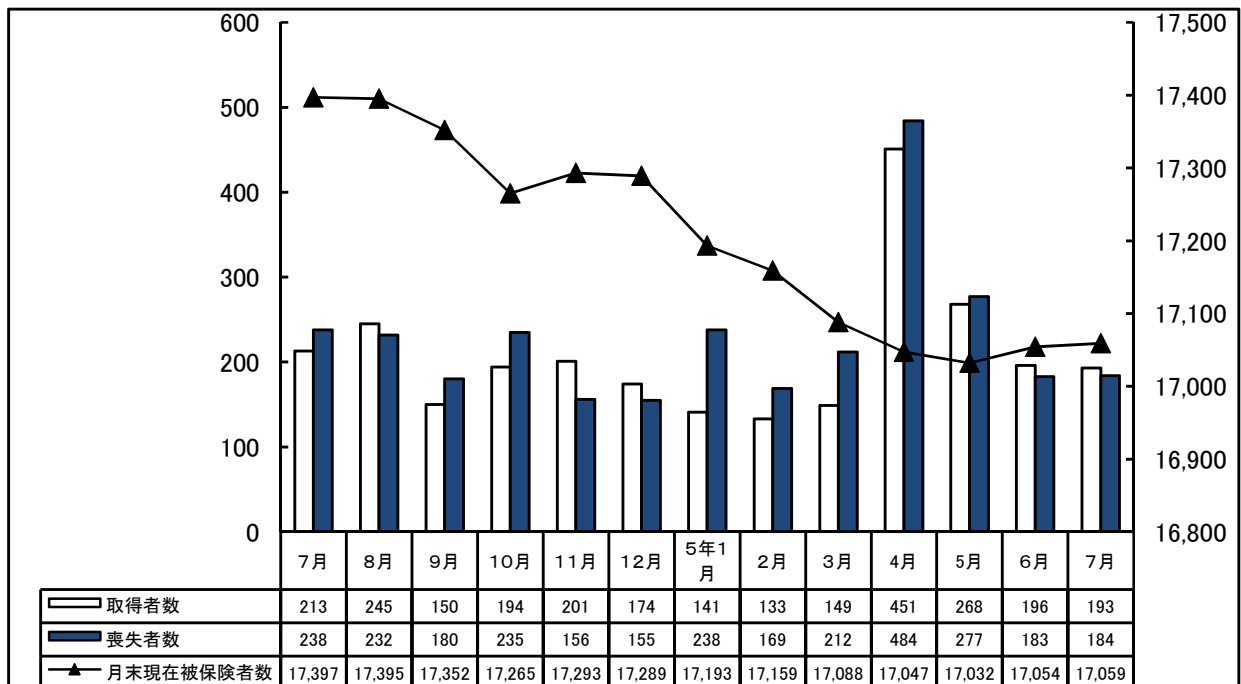


# 雇用の動き(7月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	175	▲ 22.6	▲ 15.9
	うち45歳以上	84	▲ 30.0	▲ 35.4
	有効求職者数	908	▲ 5.6	▲ 0.2
	うち45歳以上	516	▲ 7.9	▲ 1.0
求人関係	新規求人数	452	▲ 3.2	▲ 10.7
	うち常用	427	▲ 6.6	▲ 13.0
	有効求人数	1,257	▲ 2.1	▲ 10.5
	うち常用	1,200	▲ 2.0	▲ 10.3
紹介関係	紹介件数	220	▲ 7.6	27.9
	うち常用	205	▲ 9.3	27.3
就職関係	就職件数	80	▲ 15.8	17.6
	うち常用	73	▲ 20.7	17.7

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	193	▲ 28.0	▲ 9.4
	資格喪失者数	184	▲ 33.6	▲ 20.7
	月末現在被保険者数	17,059	0.2	▲ 1.9



# 若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。


認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

## Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

**A** ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。 
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から－0.60%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和5年3月1日現在（期間5年以上）で中小企業事業1.20%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html</a>
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

# 宮城県最低賃金

## 《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **9 2 3** 円

**令和5年10月1日から！**

（ 9月30日までは時間額883円 ）

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 022-299-8841

仙 台	労働基準監督署	電話	022-299-9072
石 巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古 川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大 河 原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン